

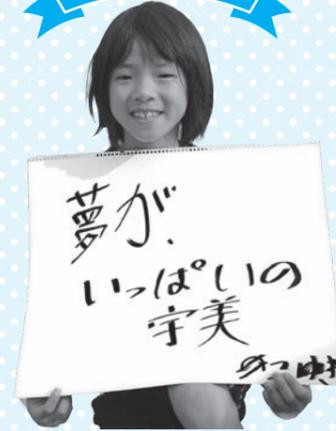
テーマ どんな宇美町に住みたいですか？

今月は、2月8日(土)に宇美東小学校で開催された東っ子フェスティバルと、2月16日(日)に開催された町民駅伝大会におじゃましました。3月6日から町長が変わり、新たな町政がスタートした宇美町。そこで、今回のテーマは、「どんな宇美町に住みたいですか?」です。様々な意見をいただきました。

あなたも広報うみに 出てみませんか?

問い合わせ [総務課] TEL 932-1111

今月の特選



夢がいっぱいの宇美町

今月の準特選



バレーボールが盛んな宇美町



平和できれいな宇美町



元気な宇美町



宇美町からオリンピック選手を!



笑顔いっぱい宇美町



笑顔が絶えない宇美町



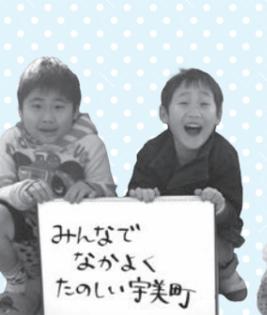
最強の宇美町



挨拶いっぱい、幸せいっぱいの宇美町



子供達が元気に育つ宇美町



みんなで仲良く楽しい宇美町



子供達の住みやすい宇美町



自然豊かな宇美町

今回取材に協力いただいた方に、写真のデータを差し上げます。ご希望の方は、総務課までご連絡ください!

住民課国民健康保険係・年金係から 手続き等の重要なお知らせ

国民年金の免除申請ができる期間が拡大されます

国民年金保険料の免除申請について、4月から左記のとおりさかのぼって免除が申請できる期間が拡大されます。

【現行】

さかのぼって免除が受けられる期間は、直前の7月までの1年以内でした。

【4月から】

申請時点の2年1か月前までさかのぼって免除を受けることができるようになります。

●申請の手続き方法

お申込みは、役場年金係で受付します。申請の際は、年金手帳、印鑑をお持ちください。なお、失業等の理由で免除申請される場合は、雇用保険被保険者離職票等を合わせて持参ください。

※申請期間に対応する前年所得に基づき日本年金機構が審査を行いますので免除が承認されない場合があります。

●問い合わせ

住民課年金係
TEL 934-2241

未支給年金の請求権者の範囲が拡大されます

年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、

受取人がいなくなるため、その受給者と生計を同じくしていた一定の範囲の親族が、本人に代わり未支給の年金を受け取るための申請ができます。

4月からその受け取ることのできる親族の範囲が左記のとおり拡大されます。

【現行】

生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

【4月1日以降の死亡者について】

現行の対象者に加えて生計を同じくしていた甥、姪、子の配偶者、叔父、叔母、曾孫、曾祖父等3親等以内の親族

●問い合わせ

住民課年金係
TEL 934-2241

国民年金の付加保険料の納付期間が延長されます

国民年金1号被保険者及び任意加入被保険者には、届出により定額保険料に上乗せして納めることができる付加保険料制度があります。

現行制度では、付加保険料の納期限は翌月末日で、それを過ぎると納付を辞退したとみなされ、納めることができませんでした。

4月分保険料からは、納期限が定額保険料の最終納期限と同じになり、2年1か月後まで納める

ことができるようになります。

●問い合わせ

住民課年金係
TEL 934-2241



乳幼児子ども医療証からひとり親家庭等医療証への切り替え手続きについて

4月から小学校に入学する児童がいるひとり親家庭等の方は、医療証の申請が必要です。

対象者には3月下旬に案内文書を発送しますので、お手続きもれないようにお願いします。

なお、受付期間を過ぎてお手続きをされた場合は、申請月の初日からの認定になりますので、ご注意ください。

●受付期間

4月1日(火)～4月30日(水)の8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

●持参するもの

①対象児童の健康保険証、乳幼児・子ども医療証

②印鑑

③児童扶養手当証書、また

は年金受給中の方は対象児童の年金証書

●問い合わせ

住民課年金係
TEL 934-2241

国民健康保険証の更新について

現在交付している保険証の有効期限は、3月31日までとなっております。

4月1日からの新しい保険証は、簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送しています。3月末までに保険証が届かない場合は、国民健康保険係までご連絡ください。

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上、2割負担もしくは3割負担(一定の所得がある方)となっておりますが、現在2割負担の方につきましては、経過措置として平成26年3月31日まで1割負担に据え置かれています。しかし、平成26年度から、より公平な仕組みにするため、この経過措置を見直すこととなりました。

70歳以上の方の窓口負担割合の変更について

見直しに当たっては、生活に大きな影響が生じることのないように、平成26年4月2

日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。(一定の所得がある方は、今までどおり3割負担となります。)

○平成26年4月2日以降に70歳を迎える方(1日生まれの方は誕生日から)

70歳誕生月の翌月1日から2割になります。

1割負担のまま据え置かれる方

○平成26年4月1日までに70歳を迎えた方

1割負担のまま据え置かれる方

○平成26年4月1日までに70歳を迎えた方

1割負担のまま据え置かれる方

○平成26年4月1日までに70歳を迎えた方